

商品名（愛称）	『しがぎん』ジュニア NISA 専用普通預金口座
利用いただける方	口座を開設する年の1月1日時点で20歳未満の個人のお客さま ※ 別途、ジュニアNISA口座、投資信託の振替決済口座の申込みが必要です。 ※ ジュニアNISA口座を利用のお客さま以外は開設できません。
対象となる預金	普通預金のみ ※ キャッシュカードは発行しません。
特徴・仕組み	ジュニアNISA口座、および投資信託の振替決済口座の専用指定預金口座です。
口座開設	当行の国内本支店の窓口で口座開設できます。 ただし、草津市役所出張所および代理店は除きます。 法定代理人からのみ口座開設の申込を受付いたします。
期間	ジュニアNISA口座を廃止した場合、本口座も原則として解約していただきます。
預入 (1) 預入方法	口座開設店の窓口で預入れできます。他店での預入は、できません。 ※ 入金ができる資金は、口座開設者本人に帰属する資金に限ります。 口座開設者本人に帰属する資金以外による預入れの場合は、贈与税等の課税対象となります。 ※ ATM、振込での預入れはできません。 ※ 口座開設者本人名義の預金口座からの振替、または本人（法定代理人が本人の代理として行う場合を含む）による現金での預入れに限ります。
(2) 預入金額	1円以上
(3) 預入単位	1円単位
払戻方法	口座開設店の窓口で払戻しできますが、払戻しには以下の制限があります。 (口座開設店以外での払戻しはできませんので、ご注意ください) (1) 3月31日時点で18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日まで、原則として払い戻しできません。 以下の事由以外で払戻した場合、ジュニアNISA制度の要件違反となり、過去に遡って課税されます。 ①投資信託の購入、投信積立、投資信託に係る税金の払戻し ②天災等やむを得ない事由による払戻し（ただし、税務署による確認書の提出が必要です。） (注) 租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項に掲げる以下の場合が「非課税での払出しが可能となるやむを得ない事由」となります。 ①口座開設者本人が居住する家屋（その者又は生計を一にする親族が所有）が、災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合 ②口座開設者本人の扶養者が当該扶養者又はその者と生計を一にする親族のためにその年中に支払った医療費（医療費控除の対象となるもの）の金額の合計額が200万円を超えた場合

	<p>③口座開設者の扶養者が、配偶者と死別若しくは離婚した場合又はその扶養者の配偶者が生死不明となり、かつ、これらの事由が生じた日の属する年の12月31日(その扶養者が同年の中途において死亡した場合には、その死亡の日)においてその扶養者が所得税法上の寡婦若しくは寡夫に該当し、又は該当することが見込まれる場合</p> <p>④口座開設者本人又はその者の扶養者が、所得税法上の特別障害者になった場合</p> <p>⑤口座開設者本人の扶養者が、雇用保険法上の特定受給資格者若しくは特定理由離職者に該当することとなったこと又は経営の状況の悪化によりその事業を廃止したことその他これに類する事由が生じた場合</p> <p>(2) 基準年の1月1日以降</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座開設店の窓口で、払戻しできます。他店での払戻しは、できません。 ※ A T M、口座振替による払戻しはできません。 ※ 「口座開設者ご本人」または「口座開設者本人の法定代理人」のみ払戻しできます。口座開設者本人が成人になるまでの法定代理人による払戻しは、原則として口座開設者本人の同意が必要です。 <p>本人が年少等の理由で同意が確認できない場合は、本人のために使われる資金であることの確認資料を提示してください。</p>
利息	
(1) 適用金利	普通預金の毎日の店頭表示の利率を適用します。 (普通預金は変動金利です。金利は店頭でお問い合わせください。)
(2) 利払頻度	毎年2月と8月の当行所定の日に支払います。
(3) 計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割により計算します。
税金	源泉分離課税 20.315% (国税 15.315%、地方税 5%)
手数料 (消費税込み)	なし
付加できる特約事項	マル優の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	定めはありません。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳に到達した場合、ジュニア N I S A 専用普通預金口座から一般の普通預金口座 (総合口座等) に切替していただきます。 ・他の金融機関への口座移管はできません。
預金保険	<p>預金保険の対象です。</p> <p>(1人あたり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)</p>
ジュニア N I S A に関する説明	
ジュニア N I S A についての留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・口座開設者が基準年になるまでに、ジュニア N I S A 口座から払戻しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニア N I S A 口座を廃止することになります。 ・ジュニア N I S A 口座は、全金融機関で1人1口座しか開設できません。 ・ジュニア N I S A 口座開設後は、金融機関の変更はできません。(廃止後の再開設は可能です。) ・収益 (売却益・配当等) が発生しても非課税となりますが、損失が発生してもそ

	<p>の損失はないものとみなされます。(損益通算や損失の繰越控除はできません。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当行に投資信託口座がない方は、投資信託口座開設の後でジュニア NISA 口座を開設してください。
投資信託に関するご説明	
ご購入いただける投資信託の種類	<ul style="list-style-type: none"> ・各種投資信託から選択していただけますが、一部対象外の投資信託があります。 ・対象の投資信託は、当行本支店の窓口までお問い合わせください。
投資信託に関する手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、購入時等に各種手数料がかかります。 ・手数料の合計額は次の手数料の合計です。 <ul style="list-style-type: none"> ①お申込手数料 (お申込代金の最大 3.85%[税込]) ②運用管理費用 (信託報酬) (純資産総額に対し最大年 2.42%程度[税込]) ③信託財産留保額 (換金時の基準価額の最大 0.5%) ④その他の費用 (監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、組入資産の保管等に要する諸費用が信託財産から差し引かれます。「その他の費用」は運用状況等により変動するものであり、その全額および合計額や上限額または計算方法を表示することができません。詳しくは、目論見書をご覧ください。)
投資信託についてのご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託は、預金保険の対象ではありません。 ・投資信託は金融機関の預金とは異なり、元本および利息の保証はありません。 ・投資信託の基準価額は組入有価証券 (株式・債券等) 等の値動きにより変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。外貨建資産に投資するものには、この他に通貨の価格変動 (為替変動リスク) により基準価額が変動するため、受取金額が投資元本を割込むリスクがあります。これらのリスクはお客さまご自身が負担することとなります。 ・投資信託の購入に際しては、必ず最新の「目論見書」「目論見書補完書面」等により商品内容をご確認の上、ご自身で判断してください。「目論見書」「目論見書補完書面」等は滋賀銀行のホームページおよび本支店等に用意しています。ただし、『しがぎん』ネット投信専用の「目論見書」「目論見書補完書面」は窓口にはありません。 ・投資信託は各運用会社が設定・運用を行っているもので、当行では申込みの取扱い等を行っています。 ・この資料は滋賀銀行が作成したもので、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

商号： 株式会社 滋賀銀行
登録金融機関： 近畿財務局長 (登金) 第 11 号
所属協会： 日本証券業協会
一般社団法人金融先物取引業協会

定期預金に関する指定紛争解決機関は一般社団法人全国銀行協会です。

連絡先 全国銀行協会相談室

電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

投資信託に関するお客さまからの苦情および紛争の解決については次の機関等もご利用いただけます。

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

電話番号 0120-64-5005